

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(長崎県指定番号 4272200637 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付について	11
9. 重要事項説明書付属文書	14

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 なる共生会 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県五島市奈留町船廻879番地1 |
| (3) 電話番号 | 0959-64-4848 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 生田 照美 |
| (5) 設立年月 | 平成23年2月7日 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設
平成23年4月1日指定 長崎県 4272200637 号 |
| (2) 施設の目的 | 要介護高齢者への介護サービスの提供 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホームなるの里 |
| (4) 施設の所在地 | 長崎県五島市奈留町船廻879番地1 |
| (5) 電話番号 | 0959-64-4848 |
| (6) 施設長氏名 | 生田 照美 |

- (7) 当施設の運営方針 利用者の立場に立った適切な介護サービスの提供
 (8) 開設年月 平成23年4月1日
 (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、多床室（4人部屋）又は従来型個室です。入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）（※各施設における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	室数	備考
個室	28室	従来型個室
4人部屋	7室	多床室
静養室	1室	
合計	36室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練用階段 移動式平行棒・電熱式ホットパック
浴室	2室	機械浴・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレは居室内に設置しております。

洗面所は居室内に設置しております。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名（兼務）	1名
2. 介護職員	23名（兼務）	17名
3. 生活相談員	1名（兼務）	1名
4. 看護職員	4名（兼務）	2名
5. 介護支援専門員	1名（兼務）	1名

6. 医師（非常勤）	2名	1名
7. 栄養士	1名（兼務）	1名
8. 機能訓練指導員	1名（兼務）	1名
9. 事務員	2.4名（兼務）	1名
10. 調理員	6.7名（兼務）	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 15:00～16:30 毎週木曜日 15:00～16:30
2. 介護職員	早出①：07:00～16:00 2名 日勤①：08:00～17:00 1名 日勤②：08:45～17:45 3名 遅出①：10:00～19:00 1名 遅出②：14:00～23:00 2名 夜勤①：22:45～翌8:15 2名 夜勤②：23:45～翌9:45 1名
3. 看護職員	早出：07:00～16:00 1名 日勤：08:45～17:45 2名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費及び利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額を除き介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事の場所は食堂または居室で提供できます。また、他に希望する場所があれば、可能な限り希望する場所で提供いたします。

(食事時間)

朝食：7：45～8：30

昼食：12：00～13：00

夕食：17：00～18：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・希望により、毎日入浴する事もできます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練及びレクリエーション

- ・担当者により、レクリエーション活動を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員、介護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。施設利用料金表の別表1、別表2参照。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、契約時においてご契約いただいた居室の料金となります。(契約書第18条、第21条参照)

料金表

(ホームページ内の最新の料金表をご覧ください)

料金表

(ホームページ内の最新の料金表をご覧ください)

(2)(1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

（実費）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

④レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（実費）

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦入院時の洗濯を希望される場合の費用

希望される方に限り、1回につき500円の費用をいただきます。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から

現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は契約時にご契約いただいた居室の料金となります。（1日あたり）

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 窓口での現金支払
- イ. 郵便貯金通帳からの引き落としまたは指定口座への振り込み
※指定口座については、後日お知らせいたします。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター
所在地	五島市奈留町浦1644番地
電話番号	0959-64-2014
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・精神科・泌尿器科等

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
（但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
※利用料金表をご参考ください。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、本人の為に居室（ベット）が確保されている場合は、居住費をお支払いいただきます。多床室は1日に付き915円、個室は1日付き1,231円となります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- | |
|-----------------------------|
| ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 |
| ○居宅介護支援事業者の紹介 |
| ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |

7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(身元引受人など)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について (契約書第 22 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 介護支援専門員・生活相談員 降田 好浩

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:45～17:45

- 電話番号 0959-64-4848

(2) 行政機関その他苦情受付機関

五島市長寿介護課 介護保険係	所在地	五島市福江町1番1号
	電話番号	0959-72-6111
	FAX	0959-75-0373
国民健康保険団体連合会	所在地	長崎市今博多町8-2
	電話番号	095-826-1599
	FAX	095-826-1779
長崎県社会福祉協議会	所在地	長崎市茂里町3-24
	電話番号	095-846-8600
	FAX	095-844-5948

苦情処理体制・手順

利用者からの苦情、相談の申し立てがあった場合、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制並びに手順で処理する。

(1) 苦情処理体制

- | | | | |
|----------|-------|----|------------------------|
| ①苦情解決責任者 | 施設長 | 生田 | 照美 |
| ②苦情受付担当者 | 生活相談員 | 降田 | 好浩 |
| ③調停委員 | 第三者 | 神崎 | 眞理子 (TEL 0959-64-3213) |

(2) 苦情処理手順

- ①始めに、苦情受付の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受け、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ②受付担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者（調停委員等）の立ち会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。
- ④③での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に県苦情・相談委員会（仮称）への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。
- ⑤施設は苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録し、これを2年間保存するものとし、サービスの質の向上に資するため、当該苦情記録を活用することとする。

事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

- ①事故発生時（又は、発見時）の状況を奈留医療センターへ連絡し医師の指示に従う。
- ②家族に至急連絡し、事故状況を説明する
- ③事故発生時に職員がどのようにかかわっていたか、又は、かかわっていなかった場合は何故か。
- ④施設側に第一義的な責任があると判断される場合は、そのことを素直に表明し、おわびすること。
- ⑤市町村および関係諸機関等への連絡を行う。
- ⑥事故に対応した職員は、必ず事故報告書を提出すること。管理者はその後の経過を記録し、保管すること。

非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上、ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じます。

守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持します。

入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

虐待の防止

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止する為に「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「担当者の設置」を行い、虐待の防止に努めます。

9. 重要事項説明書付属文書

(1) 施設の概要

- 1 建物の構造 鉄筋コンクリート 1階建
- 2 建物の延べ床面積 3, 514. 98㎡
- 3 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[指定短期入所生活介護事業所] 平成23年4月1日指定

[指定介護予防短期入所生活介護事業所]

長崎県第4272200645号 定員10名

[地域密着型通所介護]

[介護予防・日常生活支援総合事業] 平成28年4月1日指定

長崎県第4272200611号 定員18名

4 施設の周辺環境

周囲は風光明媚な緑豊かな山に囲まれ、近隣には総合公園や海岸があり、環境に恵まれた場所にあります。

(2) 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

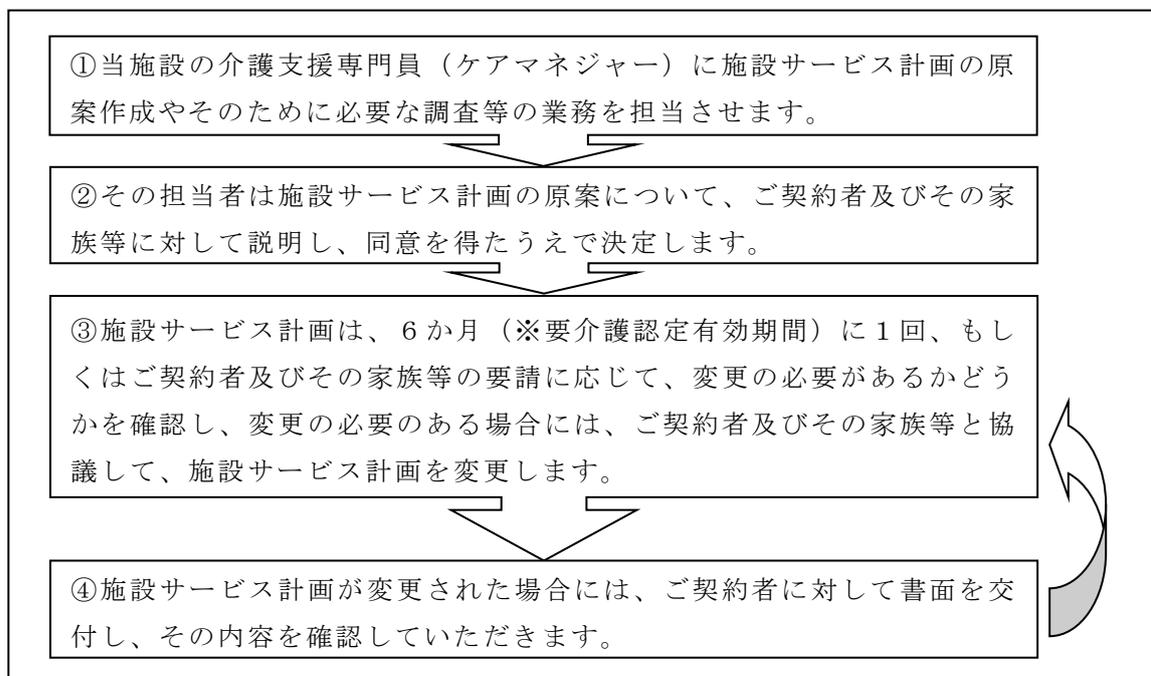
機能訓練指導員 ご契約者の機能訓練を担当いたします。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

(2) 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



(3) サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを

得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

- ⑦事業者は施設や食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じることとする。

(4) 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

1 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

*ペット、ライター、マッチ、ナイフなどの刃物類

2 面会

面会時間 就寝時以外は自由に面会できます。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。(面会名簿にご記入ください。)

※なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

※飲食物を持ち込む場合は、必ず介護又は看護職員に届けてください。

3 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

4 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (1) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

5 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

6 喫煙

施設内は全館禁煙です。ただし、喫煙される場合は決められた場所を設置しています。

(5) 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

* サービス相談窓口 *	電話番号：0959-64-4848 お客様サービス係 降田 好浩
--------------	-------------------------------------

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム なるの里

説明者職名 生活相談員 氏名 降田 好浩 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

代理人住所 氏名 印
(身元引受人)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

五島市奈留町船廻879番地1
社会福祉法人 なる共生会
特別養護老人ホーム なるの里
施設長 生田 照美